

## 代表権のない取締役が締結した契約の効力

当社はA株式会社からA社所有の土地を買い受ける契約を締結したところ、A社は、当該契約は権限のない取締役がなした契約であるから無効であると主張しています。A社には代表取締役社長の他に代表権のない常務取締役を設けており、その常務取締役が取締役会の承認を得ず単独で当社と契約を締結したとのことですが、この契約の効力は認められないのでしょうか。

- 1 株式会社の取締役は株式会社を代表しますが、他に代表取締役その他株式会社を代表する者を定めた場合は、取締役というだけでは株式会社を代表する権限はありません(会社法349条1項)。代表取締役は、株式会社の業務に関する一切の裁判上及び裁判外の行為をする権限を有します(会社法349条4項)。

A社は代表取締役が選任されているので、A社を対外的に代表する権限は代表取締役にあり、取締役というだけでは株式会社を代表する権限はないことになります。

- 2 株式会社を代表する権限のない取締役がなした契約は、原則として無効であり、会社自体に当該契約上の権利義務が生じるものではありません。

しかし、株式会社を代表する権限のない取締役がなした契約を無効とすると、場合によっては、自己が契約交渉している取締役に代表権があるものと正当に信頼した契約の相手方が保護されないという不当な結果が生じることにもなります。そこで、代表権があるかのような外観に対する正当な信頼を保護するため、株式会社に対し一定の要件により代表権のない取締役の行為であっても当該契約上の権利義務を発生させる必要があります。

- 3 会社法354条は「株式会社が、代表取締役以外の取締役に社長、副社長その他株式会社を代表する権限を有するものと認められる名称を付した場合には、当該取締役がした行為について、善意の第三者に対しその責任を負う」と規定しています(会社法354条)。

会社法354条により会社が責任を負うのは、以下(1)ないし(3)の要件を満たす場合です。

### (1) 外観の存在

「株式会社を代表する権限を有する者と認められる名称」の例としては、頭取、総裁、取締役会長、理事長等の名称があります。

最高裁判所昭和35年10月14日判決は、常務取締役という名称について、株式会社を代表する権限を有する者と認められる名称と判断しています。

上記判決の事案は、株式会社の使用人で、平素から、同社が他から金員借入の交渉をする際に同社の代表取締役の了解を得て、常務取締役の名称を使用し、常務取締役の肩書のある名刺を使用していた者が交渉して成立した金銭消費貸借の有効性が問題となったものです。

第一審判決では「適法に取締役に選任されていないのに会社において事実上代表権のある取締役であるかのような名称を使用して取引に従事せしめている者の行為につ

いてもこれを類推適用し会社の表見責任を認めるのが相当である」と判断され、控訴審でも同様の判断がなされました。

上告審においても、会社は商法262条の規定の類推解釈により、代表権のない常務取締役が会社のためにした金銭借入の行為について、善意の第三者に対してその責を負うものと解するのが相当であるとの判断がなされています。

この事案は、もともと取締役ではなく使用人である者が常務取締役の名称を使用していたというものであるため、商法262条（現会社法354条）の直接適用ではなく類推適用という形式がとられています。常務取締役という名称が株式会社を代表する権限を有するものと認められる名称と判断されるという点においては取締役が使用した場合も同じであると解されます。

#### (2) 外観への与因

「名称を付した」というには、株式会社を代表する権限を有する者と認められる名称の使用を明示的又は黙示的に認めた場合であることを要します。明示的に認めた場合の例としては、会社の対外的書類等にその名称を表示しているような場合、黙示的に認めた場合の例としては、代表取締役が、取締役がそのような名称を記載した名刺を使用しているのを知りながら放置しているような場合が挙げられます。

取締役自身が勝手にそのような名称を名乗っているというだけでは会社が「付した」とは言えないでしょうが、名称使用の事実を知りながら放置しておく、黙示的に認めたと解されることになります。

#### (3) 外観への信頼

「善意」とは、取引の相手方が代表行為をした取締役に代表権がないことを知らないことをいいます。取引の相手方が悪意すなわちその取締役に代表権がないことを知っている場合は保護されません。

代表権がないことを知らないことについて相手方に過失がある場合でも、善意の相手方として保護すべきものとされます。これは、商取引の大量、迅速性に基づき取引の安全を強化する必要があるためです。

しかし、保護されるべきなのは代表権があると信じた相手方の信頼が正当な場合であり、相手方に著しい過失（重過失）がある場合には、悪意の場合に準じて、保護されないと解されています。

- 4 本件の場合、A社は代表権のない取締役に常務に選任し、その名称を使用することを認めているので、株式会社を代表する権限を有する者と認められる名称を付したことになります。

そして、交渉の過程で、A社の常務取締役に代表権がないことを知りうるような重大な事由があり当社に重過失が認められる場合を除いては、会社法354条の要件を満たし、当社とA社との契約は有効ということになるでしょう。